

特別養護老人ホーム吉井川荘 料金表

従来型施設

(令和6年4月1日、介護保険負担割合1割の方)

※介護負担2割または3割の方は介護サービス費に応じた負担となります。

1. 第4段階【市町村民税課税世帯の方】

(単位:円)

(単位:円)

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	589	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	659	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	732	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	802		
要介護5	871		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
855	1,680	97,777
		100,085
		102,492
		104,800
		107,075

個室		
居住費	食費	月額利用料
1,171	1,680	107,257
		109,565
		111,972
		114,280
		116,555

2. 第3段階②【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万を超える方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	589	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	659	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	732	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	802		
要介護5	871		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
370	1,360	73,627
		75,935
		78,342
		80,650
		82,925

個室		
居住費	食費	月額利用料
820	1,360	87,127
		89,435
		91,842
		94,150
		96,425

3. 第3段階①【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万を超え120万円以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	589	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	659	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	732	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	802		
要介護5	871		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
370	650	52,327
		54,635
		57,042
		59,350
		61,625

個室		
居住費	食費	月額利用料
820	650	65,827
		68,135
		70,542
		72,850
		75,125

4. 第2段階【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	589	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	659	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	732	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	802		
要介護5	871		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
370	390	44,527
		46,835
		49,242
		51,550
		53,825

個室		
居住費	食費	月額利用料
420	390	46,027
		48,335
		50,742
		53,050
		55,325

5. 第1段階【老齢福祉年金受給または生活保護受給者】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要介護1	573	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	641	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	712	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	780		
要介護5	847		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
-	300	30,200
		32,442
		34,783
		37,025
		39,233

個室		
居住費	食費	月額利用料
320	300	39,800
		42,042
		44,383
		46,625
		48,833

注1 月額利用料は介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等ベースアップ等支援加算を含んだ金額です。

・その他の散髪代、医療費、日常生活品等で自己負担が生じる場合があります。

介護保険法の改正等により施設サービス費等に変更が生じた場合は、ご契約者の負担額も変更となります。また施設サービス費以外に、下記加算を算定した場合は自己負担額に追加されます。

[単位×10円(級地区分 その他)]

- ①日常生活継続支援加算 36単位/日
 - ・認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置
 - ②夜勤職員配置加算(Ⅲ) 28単位/日
 - ・夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
 - ③外泊時費用加算 246単位/日 ※1月につき6日を限度
 - ④初期加算 30単位/日
 - ・入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り
 - ⑤安全管理体制加算(初日のみ) 20単位
 - ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
 - ⑥栄養マネジメント強化加算 11単位/日
 - ・管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
 - ⑦療養食加算 6単位/回
 - ・医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行われた場合
 - ⑧認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
 - ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合
 - ⑨科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
 - ・さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
 - ⑩サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日
 - ・介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置
- ※サービス提供体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可
- ⑪看護体制加算(Ⅰ) 6単位/日
 - ・常勤の看護師の配置
 - ⑫看護体制加算(Ⅱ) 13単位/日
 - ・基準を上回る看護職員の配置
 - ⑬看取り介護加算(Ⅰ)
 - ・死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日
 - ・死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日
 - ・死亡日前日及び前々日 680単位/日
 - ・死亡日 1,280単位/日
 - ・医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合
- 介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的
- ⑭介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に6.0%に相当する金額
 - ⑮介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に2.3%に相当する金額
 - ⑯介護職員等ベースアップ等支援加算
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に1.6%に相当する金額